

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構
寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 個人又は団体から使途の特定がなされないで受領する寄附金
- (2) 海の羽根募金 個人又は団体から定款第4条第1項第1号及び第2号の事業を行うことを使途として受領した寄附金
- (3) なぎさの環境基金 個人又は団体から定款第4条第1項第1号の事業のうち、特に、藻場・干潟等の沿岸域の環境保全、水産資源の保護及び人材育成等への活動支援を用途として受領した寄附金
- (4) 特定寄附金 前各号のほか、個人又は団体から使途の特定がなされて受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権も含むものとする。

(会員規程との関係)

第3条 会員が支払う会費はここで定めた一般寄附金として扱い、その他会員に関する事項は会員規程によるものとする。

(一般寄附金の募集及び使途)

第4条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は定款第4条第1項各号に定める公益事業に使用するほか、この法人の運営上必要な範囲内で管理費に使用することができる。ただし、その場合であっても、寄附金額の20%以上は公益目的事業に使用することとする。

(海の羽根募金及びなぎさの環境基金)

第5条 この法人は常時海の羽根募金及びなぎさの環境基金を募ることができる。

2 海の羽根募金及びなぎさの環境基金への寄附金は、定款第4条第1項第1号及び第2号事業に使用しなければならない。ただし、必要な範囲内で銀行振り込み費用等の事務的経費に使用することができる。この場合、事務的経費は寄附金総額の10%以内でなければならない。

(特定寄附金)

第6条 この法人は常時特定寄附金を募ることができる。

2 前項の寄附金については、寄附者の特定した使途に使用する。ただし、必要な範囲内

で銀行振り込み費用等の事務的経費に使用することができる。この場合、事務的経費は寄附金総額の10%以内でなければならない。

(受け入れ基準)

第7条 寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(受領書の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第9条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き、閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払い情報管理に努めるものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は平成25年5月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。